

2020年1月1日

各位

公益財団法人 日本卓球協会

2020年（令和2年）4月1日改定・実施の日本卓球ルール（改定概要）

日本卓球協会が基本規程の制定を行ったことに伴い、国内ルールを一部改定します。
また、倫理委員会、アンチドーピング規程など関連諸規程との整合性も検討しました。

1. 条文

第2章 競技ルール

2.2 用具と競技条件

2.2.1 認可及び公認

2.2.1.3 管理者が用意する競技用具は、原則として、本協会が公認し発売後3ヶ月以上経過したものの中から大会主催者が決定し、各種大会要項に記載する。

2.5 ペナルティー

2.5.2 競技者、監督、コーチのバッドマナー

2.5.2.13.1 出場資格を取り消された重大な違反の場合は、大会運営委員会は倫理委員会に報告する。

2.5.2.13.2 倫理委員会は事案を審査し、処分を検討ののち、理事会に上程する。競技者、アドバイザー、競技役員は理事会の決定により処分を受けるものとする。

2.5.2.14 理事会の決定に対する不服申し立ては、基本規程第11章処分第126条に依るものとする。

2.7 ドーピングコントロール

2.7.1 大会においては、日本卓球協会アンチ・ドーピング規程に基づきドーピング検査が行われることがある。

2.10 競技の組織

2.10.1 権威

2.10.1.3 各都道府県加盟団体が、以下の名称及び類似の名称、並びにそれを想起させる名称を使用する場合は、事前に日本卓球協会に許可を得なければならない。
(日本、全日本、全国、ジャパン、JAPAN、世界、国際、ワールド)

2. 公布年月日

2020年（令和2年）1月1日

3. 改定年月日

2020年（令和2年）4月1日

以上